

災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護資金について

1 災害弔慰金の支給について

- (1) 実施主体 市町村（特別区を含む）が条例の定めるところにより実施する
（全市町村で条例を制定済）
- (2) 対象災害 自然災害であって、次のいずれかに該当するもの
- ① 一の市町村（大阪市及び堺市にあつては区）の区域内において住家の滅失した世帯が5世帯以上生じた災害
（住家滅失世帯の算定基準は災害救助法と同じ）
 - ② 都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害
 - ③ 都道府県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害
 - ④ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害
- (3) 受給遺族 ア. 配偶者、子、父母、孫、祖父母
イ. アのいずれもが存在しない場合は、死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）
- (4) 弔慰金の額 ア 生計維持者が死亡した場合 500万円
イ その他の者が死亡した場合 250万円
- (5) 費用の負担 国（1/2）、都道府県（1/4）、市町村（1/4）
（まず、市町村が全額支給し、そのうち3/4を都道府県が負担し、さらに都道府県が負担した費用の2/3を国が負担）

2 災害障害見舞金の支給について

- (1) 実施主体 1に同じ
- (2) 対象災害 1に同じ
- (3) 支給対象 (2)により、次のいずれかに該当する重度の障害を受けた者
- ① 両眼が失明したもの
 - ② 咀嚼及び言語の機能を廃したもの
 - ③ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
 - ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
 - ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの
 - ⑥ 両上肢の用を全廃したもの
 - ⑦ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの
 - ⑧ 両下肢の用を全廃したもの
 - ⑨ 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの
- (4) 見舞金の額 ア 生計維持者 250万円

イ その他の者 125万円

(5) 費用の負担 1に同じ

(6) その他 災害障害見舞金の支給した後に死亡した場合、災害弔慰金が支給されるが、見舞金の支給額のみだけ減額される

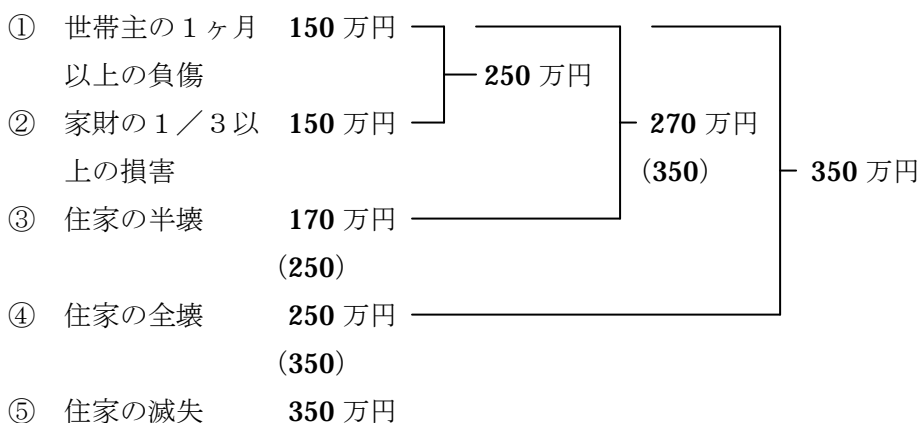
3 災害援護資金の貸付について

(1) 実施主体 1に同じ

(2) 対象災害 都道府県内で災害救助法が適用された市町村が1以上ある自然災害

(3) 受給者 (2)により負傷又は住居、家財に被害を受けた者

(4) 貸付限度額 350万円



(注) 被災した住居を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるをえない場合等特別の事情がある場合は()内の額

(5) 所得制限

世帯人員	市町村民税における前年の総所得額
1人	220万円
2人	430万円
3人	620万円
4人	730万円
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額

ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円とする。

(6) 利率 年3% (据置期間中は無利子)

(7) 据置期間 3年 (特別の場合5年)

(8) 償還期間 10年 (据置期間を含む)

(9) 償還方法 年賦又は半年賦

(10) 貸付原資負担 国(2/3)、都道府県・政令指定都市(1/3)

(都道府県は、とりあえず市町村〔政令指定都市除く〕に全額貸付け、国がその2/3を都道府県・政令指定都市に貸付ける)